

令和7年度 町営住宅入居者募集案内 目次

1. 住 宅 概 要	2～3 頁
2. 募 集 住 宅	4 頁
3. 有 効 期 限	4 頁
4. 申込できる方	4～5 頁
(別記) 家賃の算定方法 6～7 頁	
5. 家 賃	8 頁
6. 駐 車 場	8 頁
7. 申 込 方 法	8 頁
8. 入居者の決定方法	8 頁
9. 入居決定通知書と請書	9 頁
10. 入居に関する留意事項	9 頁
11. 申込に必要な書類	10 頁

1 住 宅 概 要 （外原住宅）

＜外原住宅＞（空室あり）

場 所 静岡県駿東郡清水町徳倉 2 7 1 3 番地の 1 3

全 体 戸 数 3 2 戸（東棟 1 6 戸，西棟 1 6 戸）

建 築 年 度 （東棟） 平成 5 年度（平成 6 年 3 月完成）
（西棟） 平成 4 年度（平成 5 年 3 月完成）

構 造 鉄筋コンクリート造 4 階建

住戸の概要 3 L D K（和 6 畳× 2・洋 6 畳・L D・K）
給湯設備・物置・駐車スペース 1 台分

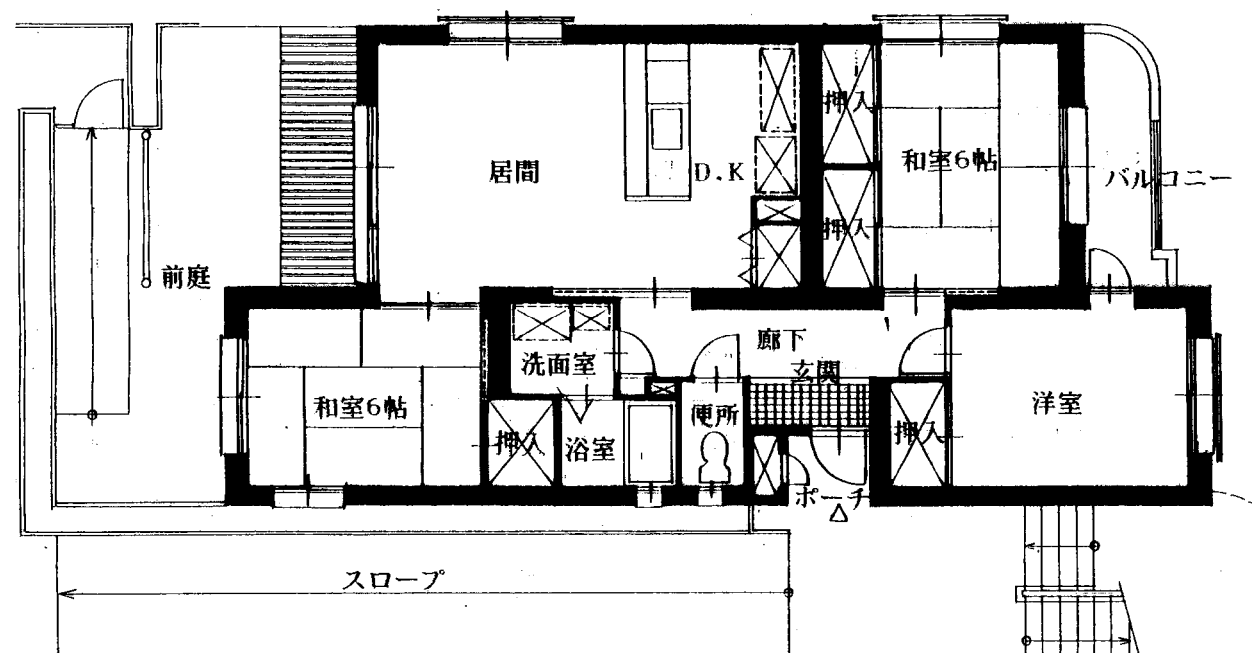
共 用 施 設 幼児遊園，多目的広場、駐車場、物置、自転車等置場
受水槽、機械室、合併処理槽、植栽等

住宅の特徴 プライバシーの保護とコミュニケーションとを調和させ、
ゆとりのある生活空間を演出し、きたるべき高齢化社会に
対応できるものをめざしました。

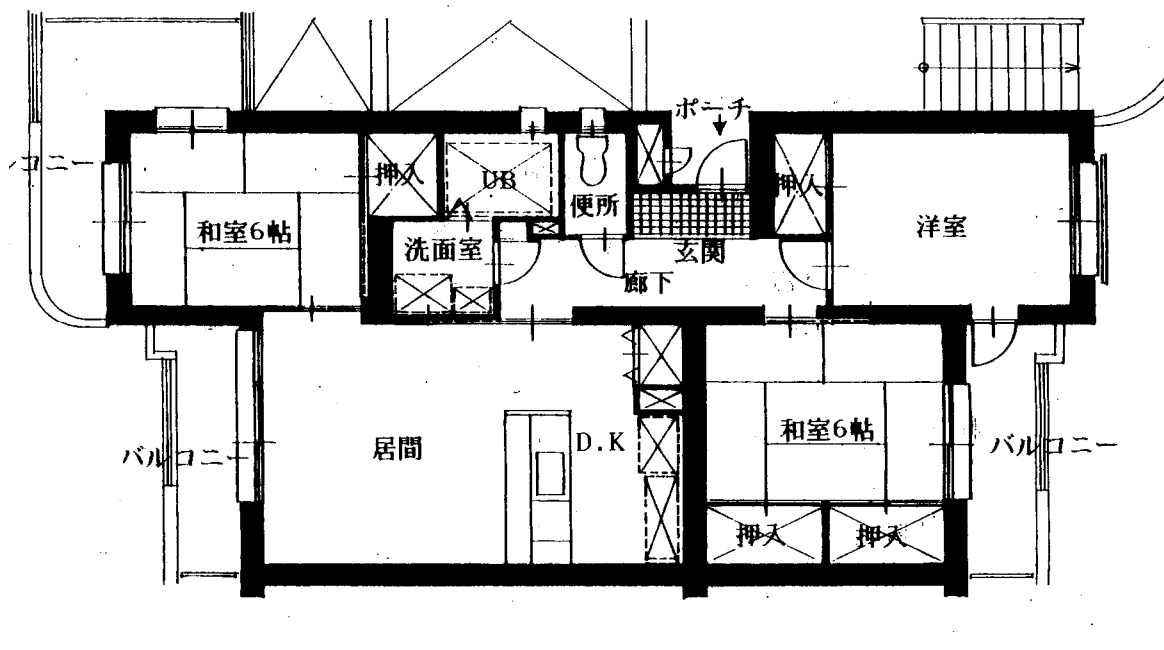
案 内 図



外原住宅 1 階代表的間取り



外原住宅 2 ～ 4 階代表的間取り



2 募 集 住 宅

外原住宅 404 号室・406 号室（4 階、エレベーターなし）

3 入居順位の有効期間

今回募集のみ有効

4 申込みできる方

申込みできる方は申請時点で次の①～⑥の全てに該当する方。

- ① 住宅に困窮している。（自家を所有している方は申込みできません。）
- ② 次の(1)又は(2)の方
 - (1) 現に同居し又は同居しようとする親族がある方。（入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚約者を含みます。）
 - (2) 5 頁に記載する単身の方。
- ③ 申込者及び同居しようとする親族の過去1年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当する方。（算出方法は、6 頁をご覧ください。）
 - (1) 一般世帯 月額158,000円以下の方
 - (2) 裁量世帯 月額214,000円以下の方（5 頁をご覧ください。）
- ④ 入居希望者が、清水町に居住している、または清水町に勤務場所を有する方。
- ⑤ 市町村税(町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等)を滞納していない方。
- ⑥ 申込者及び同居親族のいずれかに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいない方。

※ 現在公営住宅に住んでいる方は申込みできません。

※ 離婚調停中の場合を除き夫婦を分割しての申込み、または、不自然な世帯での申込みはできません。

単身者に関する要件は次のとおりです。

単 身 者	一人で生活ができ、次の①～⑩のいずれかに該当する方。 なお、生活できる方には他人の援助を受けて一人で生活できる方も含みます。 ① 60歳以上の方 ② 身体障害者の方（1級～4級） ③ 精神障害者の方（1級～3級） ④ 知的障害者の方（精神障害者の方の障害の程度と同等） （③④に該当する方は、障害者総合支援法による住宅入居者等支援事業（居住サポート事業）による支援があることが必要です。） ⑤ 生活保護を受けている方 ⑥ 戦傷病者手帳をお持ちの方（特別項症～第6項症、または第1款症の方） ⑦ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ⑧ 海外からの引揚者の方（引揚げ5年未満の方） ⑨ ハンセン病療養所入所者等の方 ⑩ DV被害者の方 （婦人相談所の一時保護、婦人保護施設の保護が終了した日から5年を経過していない方。裁判所の退居命令、接近禁止命令の申立を行っている方で命令の効力が生じた日から5年を経過していない方。）
-------------	--

裁量世帯に関する要件は次のとおりです。

裁 量 世 帯	次の①～⑨のいずれかに該当する方。 ① 世帯主が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満である場合。 ② 身体障害者の方（1級～4級） ③ 知的障害者の方（精神障害者の方の障害程度と同等） ④ 精神障害者の方（1級～2級まで） ⑤ 戦傷病者手帳をお持ちの方（特別項症～第6項症、または第1款症の方） ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ⑦ 引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方 ⑧ ハンセン病療養所入所者等の方 ⑨ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯
------------------	--

＜別 記＞ 家賃の算定方法

町営住宅の家賃は次の①または②の算定式から算出される（A）により、基準額（下の表（B）の額）が決定します。

基準値（B）欄のⅠ～Ⅵは、10頁「5家賃」令和7年度住宅別家賃一覧表のⅠ～Ⅵとなります。

① 収入を得ている方が1人の場合

（1）給与所得だけの方

$$\frac{\boxed{\text{給与所得控除後の金額}} - \left(\frac{\text{本人を除く同居親族数}}{12\text{ヶ月}} \times 380,000\text{円} + \text{特別控除の金額} \right)}{12\text{ヶ月}} = (A)$$

（2）給与所得以外の所得がある方

$$\frac{\boxed{\text{所得金額}} - \left(\frac{\text{本人を除く同居親族数}}{12\text{ヶ月}} \times 380,000\text{円} + \text{特別控除の金額} \right)}{12\text{ヶ月}} = (A)$$

② 収入を得ている方が2人以上の場合

$$\frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{給与所得控除後の金額} \\ \text{又は所得金額の合計額} \end{array}} - \left(\frac{\text{本人を除く同居親族数}}{12\text{ヶ月}} \times 380,000\text{円} + \text{特別控除の金額} \right)}{12\text{ヶ月}} = (A)$$

※ 上記の同居親族数には別居扶養親族を含みます。

※ 生活保護、失業保険、遺族（恩給）年金、福祉（障害）年金、仕送り等非課税所得や退職金、一時所得は収入としません。また令和5年1月2日以降に就職・転勤等をした場合の所得額の算出方法についてはお問い合わせください。

※ 本人又は同居親族に障害者がいる場合は、障害者手帳又は診断書が必要です。

	算定式で求めた金額（A）	家賃の基準（B）
一般世帯	0～104,000	Ⅰ
	104,001～123,000	Ⅱ
	123,001～139,000	Ⅲ
	139,001～158,000	Ⅳ
裁量世帯	158,001～186,000	Ⅴ
	186,001～214,000	Ⅵ

(参考資料)

特別控除額の内訳

控 除	年 齢 制 限	注 意 事 項	控 除 額
老人扶養	70歳以上	控除対象配偶者	10万円
		扶養親族	10万円
特定扶養 親族	16歳以上 ～23歳未満	扶養親族 (所得金額の合計額が38万円以下の者)	25万円
障害者		1級及び2級 (特別障害者)	40万円
		3級以下 (一般障害者)	27万円
ひとり親		現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下の方 ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方	35万円
寡 婦		上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下の方 ②次のいずれにかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方	27万円

5 家 賃

令和7年度住宅別家賃

住 宅 名	住宅専用 面積 (㎡)	戸 数	一般世帯				裁量世帯	
			I (円)	II (円)	III (円)	IV (円)	V (円)	VI (円)
柿田住宅	73.90	4	29,100	33,600	38,500	43,400	49,600	57,200
	78.13	20	30,800	35,600	40,700	45,900	52,400	60,500
外原西棟	78.27	16	30,200	34,800	39,800	44,900	51,300	59,200
外原東棟	78.27	16	30,300	35,000	40,000	45,100	51,600	59,500

※家賃は収入によって決定します。(8 頁、家賃の計算方法参照)

6 駐 車 場

- ① 駐車場を使用される場合は、月額3,000円が家賃に加算されます。
- ② 使用希望がある世帯は、入居が決定した時点で、駐車場使用申込書に車検証の写しを添付して申し込んでいただきます。
- ③ 申込みできる方は、申込者または同居の親族で、自ら自己の用に供する自動車を所有する方です。
- ④ 申込みは1世帯1台分です。

7 申 込 み 方 法

- ② 所定の申込書に記入の上、必要書類を添えて、本人又は家族の方が印鑑を持参の上、直接、建設課窓口へ申し込んでください。郵送による受付はいたしません。
- ③ 申込みは、1世帯につき1件です。
- ④ 受付期間 **令和7年6月5日(木)～6月18日(水)(土・日は除く)**
- ④ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ⑤ 申込み先 清水町役場 建設課窓口 電話 055-981-8228(直通)

8 入居者の決定方法

- ① 申込書類を審査して、入居資格を有効・無効と判定します。
- ② 有効と判定した方の順位を**7月11日(金)**に公開で抽選します。
- ③ 抽選順位により入居許可予定者の順位を決定します。
- ④ 入居許可予定者は、必要書類を提出後、書類審査と実情調査を受けていただき、入居許可します。なお、この時点で入居資格がないと判定された場合は、入居許可予定者を繰り上げます。

9 入居決定通知書と請書

- ① 入居が決定しますと、清水町より入居決定通知書を交付します。この場合、入居に先立ち家賃3ヶ月分を敷金として納入していただきます。
- ② 入居者は、毎月末までに、その月分の家賃を納付していただきます。
- ③ 入居決定者は、緊急連絡先を記載した請書（賃貸借契約書）を提出していただきます。

10 入居に関する留意事項

- ① 入居される方は、各住宅自治会に加入していただきます。
- ② 自治会では共同施設の管理等があり、費用は別途負担していただきます。
- ③ 町営住宅内では、原則として動物の飼育は禁止されています。
（犬・猫・鳥等は飼うことができません）
- ④ 入居後、申込時と異なる事実が判明した場合や、不正な行為によって入居した場合は、ただちに町営住宅を明け渡ししていただきます。
また、家賃は明け渡し日までに、日割り計算で全額納付していただきます。
- ⑤ 退去時には、畳の表替えや襖の張替え、その他破損については本人負担により修理していただきますので、十分な清掃・管理をお願いします。

11 申込みに必要な書類

必 要 書 類	注 意 事 項
1 申込書	自宅及び勤務地の電話番号は必ず記入してください。 申込書の理由欄は該当欄を○でかこみ、その詳細を記入してください。 婚姻予定者はさらに「婚約証明書」を記入してください。
2 住民票	申込者及び同居しようとする親族全員のもの（別居扶養親族も含みます）。なお、住民票の交付申請をするとき「世帯主及び世帯主との続柄」の記載があるものをお願いしてください。
3 課税所得証明書 ・ 非課税証明書	申込者及び同居しようとする親族全員分の令和6年度(令和5年分)「課税所得証明書」（収入金額のわかるもの・収入のなかった方や、パート・アルバイト等で収入が少なかった方は「非課税証明書」）を、<u>令和6年1月1日現在お住まいだった市町役場で、発行してもらって添付してください。</u>
4 完納証明書	町税に滞納がないことの証明です。
5 その他	雇用保険受給証・生活保護の受給証明・年金受給証明・障害者手帳・母子家庭を証明する書類・在勤証明書・健康保険証等（写）

※ 3・4については、令和6年1月1日以前から清水町にお住まいの方は、承諾書を提出していただければ省略することができますが、令和6年1月2日以降に清水町に転入した方に関しては省略できませんので、必ず前住所地で証明書を発行してもらい提出してください。